

広島県告示第六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所 の所在地	名称	居宅サービス事業を 廃止した事業所	所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
有限会社アニマ	広島市佐伯区 五日市町石内 五八四三番地 の一	アニマ西広島ケ アセンター	広島市佐伯区 五日市町石内 五八四三番地 の一	訪問介護	平成二〇年 一月一日	
有限会社アニマ	広島市佐伯区 五日市町石内 五八四三番地 の一	アニマ西広島ケ アセンター	広島市佐伯区 五日市町石内 五八四三番地 の一	福祉用具貸与	平成二〇年 一月一日	
有限会社アニマ	広島市佐伯区 五日市町石内 五八四三番地 の一	アニマ西広島ケ アセンター	広島市佐伯区 五日市町石内 五八四三番地 の一	特定福祉用具 販売	平成二〇年 一月一日	
有限会社キユー ブ	福山市柳津町 二丁目一六番 一―号	すずらん訪問 介護事業所	福山市松永町 六丁目一八― 二―	訪問介護	平成二〇年 七月三―日	
医療法人社団 いでした内科・ 神経内科クリ ニック	広島市安佐北 区口田三丁目 三―番一―号	いでした通所介 護事業所「あ い」	広島市安佐北 区口田三丁目 三三番五号	通所介護	平成二〇年 一―月二八 日	
株式会社パウ 研究所	東京都文京区 本駒込二―二 八―二四谷口 ビル一階	株式会社パウ 研究所広島支 店	広島市安佐北 区小河原町一 七	福祉用具貸与	平成二〇年 一―月三〇 日	
株式会社パウ 研究所	東京都文京区 本駒込二―二 八―二四谷口 ビル一階	株式会社パウ 研究所広島支 店	広島市安佐北 区小河原町一 七	特定福祉用具 販売	平成二〇年 一―月三〇 日	
株式会社アシ スト	広島市安芸区 船越南三丁目 二五―二五 A Iビル二二〇 二―号	広島介護サー ビス訪問介護事 業所	広島市安芸区 船越南三丁目 二五―二五 A Iビル二二〇 二―号	訪問介護	平成二〇年 一―月三〇 日	
株式会社中国 赤帽	福山市港町二 丁目一五番二 二―三〇三号	ローズ・ケア・ サービス	福山市港町二 丁目一五番二 二―三〇三号	福祉用具貸与	平成二〇年 一―月三〇 日	

小田光株式会社	大竹市元町四丁目二番十号	竹の子の里指定福祉用具レンタルセンター	大竹市新町一丁目七番二号	福祉用具貸与	平成二〇年一月三日
小田光株式会社	大竹市元町四丁目二番十号	竹の子の里指定福祉用具レンタルセンター	大竹市新町一丁目七番二号	特定福祉用具販売	平成二〇年一月三日
株式会社福社情報センター	広島市西区観音新町二丁目二番一五号	ヘルパーステーションぽけっと	東広島市八本松町正力一七六番地五号	訪問介護	平成二〇年二月三日
有限会社エコー	東広島市西条中央一丁目七番四号	デイサービスセンター静悠苑	東広島市西条中央一丁目七番四号	通所介護	平成二〇年二月三日